

## 平成 22 年度第 2 回長野県文化財保護審議会（議事録）

開催日時 平成 23 年 1 月 26 日（水）  
午後 3 時 20 分～ 4 時 45 分  
場 所 長野県庁 3 階特別会議室

### 1 開 会

山内文化財係長

ただいまから、平成22年度第 2 回長野県文化財保護審議会を開会いたします。

はじめに、長野県教育委員会 山口利幸教育長からごあいさつを申し上げます。

### 2 山口教育長あいさつ

開会に当たりまして、一言、ごあいさつ申し上げます。

平成 22 年度第 2 回長野県文化財保護審議会を御願いしましたところ、委員の皆様には、お忙しい中、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

日頃から、本県の文化財保護行政に、格別の御支援、御協力をいただきまして、改めて、心より御礼申し上げます。

委員の皆様には、昨年 9 月御委嘱申し上げて以来はじめての審議会となります。

新たに、成城大学から松崎先生をお迎えいたしました。どうぞよろしく御願いたします。

また、後藤委員さんには会長職を御願いすることになりましたが、よろしく御願いたします。

はじめに、文化財指定等の状況につきまして、申し上げます。

国の関係では、長野市の「五明家住宅」以下10件が、新しく登録有形文化財となりました。県関係では、前回審議会でご答申いただきました「桜ヶ丘古墳出土品」ほか 2 件につきまして、県宝指定を行ったところでございます。

以上によりまして、県内における国・県の文化財指定の件数は、1112件となりました。特に、登録有形文化財につきましては、件数に注目しますと、現在、365件で大阪府、兵庫県に続き、全国で 3 番目でございます。

さて、前回の審議会でも、後藤会長さんから、文化財の活用ということが非常に大切であるという内容のお話がありました。長野市の東北部に

長沼という地区がございます。リンゴの栽培が盛んなところですが、昨年10月、せっかくの文化遺産を眠らせておくのはもったいないということから、地区のみなさんが、88年ぶりに祭り屋台を復活させ巡行させました。文化遺産に気づき、評価し、改めて郷土に対する誇りが高まりまして子どもたちも参画して、地区の活性化に役割を果たしました。まさに地域が一体となって、歴史・文化を掘り起こし地域振興のために活用しようとしております。

また、大鹿村では、大鹿歌舞伎を題材に映画が制作され、7月から全国公開されるというニュースもございました。さらに、昨年10月から行われた信州ディステーションキャンペーンでは、駒ヶ根市の光前寺、諏訪大社、上田城跡など文化財である名勝や史跡を訪れた人も多かったようです。

これからの時代に文化財の活用ということについて、積極的に考えて参りたいと思っているところでございます。

本日は、県宝等への指定につきまして、3件の御審議を御願いしております。また、新たな県宝等の指定に向けまして、4件の諮問を予定しております。

午前からの各部会審議に引き続きまして、長時間に及ぶ日程でございますが、宜しく御審議いただきますよう御願い申し上げまして、ごあいさつといたします。

#### 山内文化財係長

続きまして、長野県文化財保護審議会後藤会長からごあいさつを御願いいたします。

### 3 後藤会長あいさつ

あらためまして今期の会長を引き続き務めさせていただくことになりました。よろしく御願いたします。

ただ今、教育長から活用のお話がありましたが、国も厳しい予算の中で、文化財行政、特に活用面を中心に予算が伸びたと伺っております。今後、県・市町村に新しい枠組みの中で文化財保護に関わる申し入れ、手を上げたところに国も応援をしていくこととなります。県と市町村は一緒に国の動きと合わせて進めていただけるよう、一層の努力を御願いたします。私の関係する建造物の分野では、だいぶ前から兵庫県でヘリテージ・マネージャー講習会が始まっており、引き続いて神奈川・徳島・静岡と民間の建築士

を中心として、専門家と申しますか、文化財の保存活用のリーダーシップを取れる人を県内で育成するという動きが盛んになってきております。

\*ヘリテージ・マネージャー：Heritage manager（歴史文化遺産活用推進員）

長野県は県立歴史館はじめ、講習をする施設が整っていると思いますので、県内の民間の中で、また市町村の職員を経験し、リタイアした人の中で現役として活躍いただける方が沢山おられますので、県内の文化財の保存活用のリーダーシップをとっていただける人材を県として確保して、ともに文化財の保存活用に歩めるようなことを視野に入れていただければと思います。本日は、よろしく御審議を御願いたします。

山内文化財係長

山口教育長でございますが、公務の関係から、ここで退席させていただきますので宜しく御願いたします。

（教育長退席）

#### 4 会議成立報告

山内文化財係長

本日の委員出席状況について申し上げます。審議会委員 15 名中、14 名と原田臨時委員の 15 名の御出席でございます。長野県文化財保護条例第 42 条第 2 項の規定により、委員の過半数の出席を頂いておりますので、本日の会議の成立について御報告いたします。

それでは、議事に移ります。会議の議長につきましては、長野県文化財保護条例第 42 条第 1 項により、会長が議長となる旨規定されておりますので、議事の進行につきましては、後藤会長に御願いたします。

後藤会長

それでは、私が議長を務めさせていただきます。

議事が円滑に進みますよう、委員各位の皆様の御協力を御願いたします。

初めに、本日の議事録署名人を指名いたします。倉石委員、中村委員、宜しく御願いたします。

次に、審議会の傍聴者による会議の撮影、録音について、従来より、事前に皆様にお諮りしたうえで認めてきたところです。本日もこれを許可したいと思いますが、御異議ございませんか。

御異議ありませんので、傍聴者による会議の撮影及び録音について、こ

れを許可します。それでは、前回までに本審議会に諮問された案件について審議したいと思います。

初めに、「附<sup>つけどり</sup> 県宝旧長野地方裁判所松本支部庁舎『門（1基）及び掲示板（1基）』」について、御審議を御願いたします。

この案件につきましては、吉澤委員から説明を御願いたします。

## 5 答申文化財の審議

吉澤委員

### （1）概観の説明

平成22年12月15日に現地調査を行いました。旧長野地方裁判所松本支部庁舎は、昭和60年に建物だけが県宝指定されました。明治41年に支部庁舎建設時に、門、塀、公示をする掲示板も一緒に建築され、昭和57年に現在地に移築される時に一緒に移築されました。庁舎が主であるということから、指定から漏れておりました。他の裁判所の事例等からみて、門・掲示板・敷地を囲む塀も重要な要素であることがわかっておりましたので、今回これらも県で保存すべき物件として対処するという事で調査をいたしました。

資料4ページから本文でございませう。7ページの写真は、戦前の姿で、当初の鉄製の門扉、塀のフェンスが見えます。これらの鉄製品は供出され、戦後はなくなっておりまして、簡単な門扉が付けられておりました。昭和57年に移築された時に、当初に近い門扉（既成品）を付けて形を整えております。当初は写真にありますように洋風の白い門扉とフェンスがありました。門は赤い色の煉瓦と白い石とを交互に重ねてゼブラ模様にしております。門柱だけでなく、建物全体をゼブラ模様にする様式が明治から大正にかけて、煉瓦造建築の様式の代表的なもので、それがこの門にも表されております。

正面の大きな門柱の高さは3.25m、柱間は3.98mあり、両脇にくぐり門があり、両袖の門柱は高さ2.89mです。袖の柱と親柱の柱間は1.7mです。この両脇から半円弧、アールの形状をして手前に迫り出して袖塀が付いてさらに両脇に真っ直に塀が伸びております。

現況は6ページの下の写真ですが、フェンスそのもののデザインは変わっておりますが、門柱と前側に迫り出した袖塀、左右に繋がる塀が同様に建てられています。6ページ上の写真右側にあるのが掲示板です。8ページに大きく掲載されておりますが、木造で羽目板には文書が貼り出されていたのでございませう。裏側に控えの柱があります。

門と掲示板をつなぐ塀は鉄製であったフェンス部分を煉瓦で補填しており、当初とはこの部分の形状は異なっていますが、それ以外の部分は石・煉瓦等、当初と形式は全く同一であり貴重な遺構となっています。

## (2) 指定理由及び根拠

長野県宝の指定基準(7)建造物の(ウ)歴史的重要なもの(エ)学術上重要なものとして指定したいと思います。このように建物だけでなく、門・塀の施設全体が揃っていることに建築史上の価値が高いと思われます。参考資料は『旧長野地方裁判所松本支部庁舎(日本司法博物館本館)移築復元工事報告書』と平成20年に出された『たてもの野外博物館松本市歴史の里整備事業報告書』の2つが主な資料となっております。

後藤会長

只今の説明につきまして、質疑等がございましたら順次発言を御願います。

< 質疑応答はない様子 >

それでは、本件を長野県宝に指定することが適当である旨、答申したいと思います。

これに御異議はございませんでしょうか。

( 異議なしの声あり )

それでは、長野県宝に指定することが適当である旨、答申することに決定します。

続きまして、「社宮司遺跡出土木造六角宝幢しゃくうじいせきしゅつどもくぞうるっかくほうどう」について、御審議を御願います。

この案件につきましては、井原委員から説明を御願いたします。

井原委員

## (1) 概観の説明

資料11ページからご覧ください。報告書の問題は、県宝諮問物件の名称である「六角木幢ろっかくもくどう」ではなく、今回は「社宮司遺跡出土木造六角宝幢しゃくうじいせきしゅつどもくぞうるっかくほうどう(1基)」で調査票を作成してございます。名称変更について中心にご説明します。名称の中心であります社宮司遺跡出土が最初の説明ですが、遺跡の立

地を御覧ください。20ページの地図を見ますと、宮川の沢の流路を遡ると、「花免」「社宮司」「峰下」「郡前田」「前法殿」「奥法殿」とあり、「奥法殿」に向かう一直線の道の中に社宮司遺跡がございます。なぜかというと「奥法殿」「前法殿」行き着く先は何か、途中の峰下の「峰」「峰舞台」が注目される地名でございます。地名からいいますと、「郡」地名こおりがございまして、これが古代更級郡家の想定地とする説がございまして、(第1図)。「元八幡」地名から現武水別神社の旧跡は、元八幡の矢崎山付近に存在したという伝承がございまして。「社宮司」に隣接する字「峰下」「峰」「峰舞台」は、『源平盛衰記』で木曾義仲が戦勝祈願した時に、更級八幡宮「峯見御前」に、参拝したことがでできます。山麓の「前法伝」「奥法伝」は「御法殿」「大法堂」ときますのでそれにあたるだろうという説があります。参道に位置すると一直線にあたります。社宮司のところちょうど「奥法伝」のところへ行くのと「峯見」に入る分岐点になっており交通の要所に遺跡が出土したのでございます。そこから出土したのが「六角木幢」でございます。しかも八幡宮ですので、今は神社ですが、最初に神仏混合が進んだ9世紀段階の八幡宮の遺跡ですので仏教と神事が両方混ざったと一番想定される遺跡でございます。この中から出てきたのが遺物でして、12ページ及び資料6ページにあります。

特に諮問物件では52点諮問がありまして、22ページの擬宝珠ぎほうじゆ、23ページの笠わらびて、蕨手ふうたく、風鐸ふうしやう、風招どうしん、24ページの幢身、これらが写真の25ページにありますように部品に分かれ出土しておりまして、そして26ページにありますように全部組み立てますと52点の諮問物件がそこにはいるというものです。詳細に検討しますと、12ページにございます木製仏塔1点に係る遺跡として保存修復されたのは52点ですが、1点ずつ検討しますと、そのうち、確実に木製仏塔を構成したと考えられるのは50点に限定して指定する必要があります。報告書で推定する2点は、別な関係の資料と考えられますので、当面それを抜いて50点で指定することと決めました。

次に問題になりますのは、年代でございまして、14ページにありますように、AMS炭素年代測定法を使用しました。解釈に約±30年前後のズレがございまして、報告書の理解と代えまして全体として、出土仏塔遺物は、最も古い笠と幢身の部分が1020年～1035年頃の11世紀代に製作され、その後、擬宝珠や風鐸などが新たに修理・増補されたものでございます。こちらは1145年～1160年頃の12世紀代まで続けて使用されたものと推測することも可能ですが、従って現時点では、11世紀～12世紀に使用された平安時代の仏教遺物と性格づけておくことができます。

一番の問題は、名称のところでございます。14 ページ下の中頃にありますように、県宝諮問物件理由書は「六角木幢の性格は石幢若しくは笠塔婆と呼ばれる仏教塔に求められ」六角木幢の造立場所は木幢装飾品の出土位置から西側約 30m 地点にある木棺墓付近と推定される」というふうに考えております。いわば墓跡の墓標として理解を提起しております。しかし、今回の答申案は、そういうふうに言えないことの原因を詳細に説明しております。

## (2) 指定理由及び根拠

遺物名称についてまとめて説明をしたいと思います。出土した仏塔遺物等に相当する考え方で、名称は、全国初めての出土例であり、類例がございませんので、いかなる名称にするか、難問でございます。既に仮称としてスタートしたものが、出土の全国展の中で「六角木幢」でして、もう知られておりますが、実際、報告書の 16 ページ上 2 段落で『報告書 1』では、「全体の形状が石幢と呼ばれる建造物に類似しており、その構造をヒントに宝珠・笠・幢身の部分名称を考え、『木幢』を仮称した。」また幢身部分は六角柱を呈していることから『六角』を付し『六角木幢』とした」と説明されております。これは文化庁にもおられた斉藤忠さんの見解で、石造文化財調査の研究に基づいてこの見解をとっております。

しかしながら、これとは部分名称が大きく違ってくるということで、22 ページの図を御覧いただきたいと思っております。「六角宝幢」の模式図がありまして、報告書は右側の宝珠・うけばな請花・笠・幢身の 4 つの分類に分けています。擬宝珠の全体の部分を従えておりまして、宝珠と請花の 2 つに分けていますが、実際に見られるかということ、私の報告書では擬宝珠の部分を頭の部分が宝珠と請花の 2 種類に造作を代えております。下図をご覧いただくと うけばなの部分と請花のように明らかに造形がきちんとした部分を代えてございます。従って本来造られた古い形は明らかに 2 種類に頭の部分が分かれていた。それを継承して修復したのがあることで宝珠と請花に分けられます。

次に 2 つのくびれがございます。これがふせはち伏鉢とろばん露盤にあたります。それから笠になります。4 項目は何を示しているかということ、国宝辞典の宝塔の部分名称を比較してみてください。九輪の下の請花と伏鉢と露盤がございます。明らかに 4 部位があり、笠と幢身の 6 分類になります。塔の飾り品を備えています。そうすると宝幢は、幢は石幢の場合はお経を挿入するので、塔になりますと仏舎利を奉納するものになりまして、荘厳の仕方が

丁寧になりまして、出土遺物につきましては非常に丁寧な荘厳部の様相を呈していると考えます。これが名称を変えます大きな理由の一つでございます。

もう一つの大きな理由は、16 ページ真ん中に名称が「石幢<sup>せきどう</sup>」という名称がありました。当時、石幢と仮称されて呼ばれていたとすれば、どこかの文献に必ず出てくるはずです。東京大学史料編纂所や国立歴史民俗博物館の史料データベースで検索しても「石幢」という言葉は一つも出てきません。それに対し、この様相は、経筒の研究では「六角宝幢式経筒」という研究がございまして、全部、様相が類似しております。しかも、六角宝幢式経筒の「宝幢」につきましては、文献史料においても、『兵範記』仁平2年(1152)に鳥羽院(鳥羽天皇)の50歳のお祝いの「法皇五十御賀」の荘厳具として「宝幢」が用いられております。有名な「中尊寺経蔵文書」(平安遺文2059)の中にも「宝幢」が出ております。

いつからこの「宝幢」が出てくるかということ、10世紀段階から幢幡<sup>どうはん</sup>が出てきておりまして、ほぼ10世紀頃には置くものと上から垂らすものの2種類があったことがわかります。従いまして、経筒の研究で仏教考古学の経筒研究でいわれる宝幢の形態を当てるのが相当でありました。しかも当時、宝幢と呼ばれたことが10世紀～12世紀に文献の上でも確認できますし、形態の上でも矛盾がないことでこれらについては、名称を「六角宝幢」にし、それに該当するものの50点に特定をした方がよいということでございます。

仏画、個々の様相につきまして保存状態も劣化が激しくて詳細な検討資料に耐えられません。限定してある理由ですが、18ページの特に今後の問題点として当該部材50点に限定しました。本指定物件はすべて分散した個別資料(部材)からなっており、全体を組み立てなければ何の意味を持っているかわかりません。全体を組み立てなければ全体像を理解することができない資料です。しかも絵画部分は劣化が著しく、実物資料をみても全体像を想定することは不可能です。しかし、当該資料の複製品を組み立て合成することによって全体像を理解することが可能になりますので、26ページの複製品を、指定物件とあわせて見ないと指定物件が理解できませんので、保護し、展示資料などとして活用をはかることを前提として御願いをしたいと思います。

本資料に関連した遺物である木製品はきわめて大量であり、これまでに保存処理をした木製品はわずかに52点にすぎません。ところが、52点以外に重要な社宮司遺跡の出土木製品保存処理がされてない資料が出てお



ります。従いまして、社宮司遺跡の全体的性格は今後の調査研究は課題であり、木造六角宝幢の歴史的性格も今の時点ではわかりませんので、調査のためにも残っている木製品の中に残る木造六角宝幢の関連遺物の詳細調査は、水槽の中にある木製品の保存処理事業と一体的になされなければ不可能な作業でございます。従いまして、木造六角宝幢の指定とあわせて関連遺物の詳細調査と保存処理事業の着手に特別の対策を図ることが必要であると御願いをしたいと思います。

今のところ、木製品について、保存処理について、予算化されていないということございまして、それは、遺物があっても今後の調査にもなりませんし、指定されても性格の検討もできないこともございますので、是非特段の御配慮を御願いしたいと思います。

後藤会長

只今の説明につきまして、質疑等がございましたら順次発言を御願います。

今の保存等の課題について、何か事務局からありましたら御願います。

花岡課長

木製遺物の保存についてですが、社宮司遺跡出土品については、処理が終わっておりますが、その他のものについては、委員からお話がありましたように、現在のところ、手が付いていない状況でございます。ただ、他の遺跡の木製遺物につきまして保存処理をすすめているところございまして、来年度につきましても予算を確保して保存保護を進めているところでございます。社宮司遺跡につきましても、今後予算確保しまして保存処理を進めていく方針で考えております。

後藤会長

複製品の活用、公開についてお伺いします。もう一点、複製品の展示をすることを前提にする現在の現状はいかがでしょうか。

寺内指導主事

現在、県立歴史館に保管しておりまして、県埋蔵文化財センターの速報展や歴史館の展示会の中で複製品を展示させていただいております。今後、本体の保存処理は終わっているのですが、組み立てて飾ることがとてもできない状態ですので、本体の笠の部分、風招など別に展示しながら、併せ

て複製品で全体像がわかるような展示をする予定であります。

後藤会長

他に御意見、御質問がございでしょうか。井原委員からありました今後の指定物件と合わせた複製品の活用、残り部分の保存・調査研究を進めて行っていただけるようよろしく御願いたします。

それでは、本件を長野県宝に指定することが適当である旨、答申したいと思っております。これに御異議ございせんか。

(異議なしの声あり)

後藤会長

それでは、長野県宝に指定することが適当である旨、答申することに決定します。

後藤会長

続きまして、長野県無形文化財の指定及び保持者の認定ですが、「日本刀制作 無形文化財の保持者 みやいりのりひろ 宮入法廣」につきまして、御審議を御願いたします。

この案件につきましては、原田委員から説明を御願いたします。

原田委員

#### (1) 概観の説明

日本の工芸品の中でも日本刀は、日本独自の形式様式を繋いでいる武器でございますが、私たちが今日日本刀といっているものは、平安時代中期、大体1000年頃前に反りが付いているかたな刀のことを総称して言います。1000年頃完成し、明治9年の廃刀令まで、武士、公家におきまして主要な武器として使われていました。一番大きな特徴は、刃文があるということ、反りが付いていることございまして、反りが付いている刀は日本刀に限らずシリアのダマスカス刀にもあります。ただ、刃文のある刀剣は日本刀だけでございます。

日本刀の歴史ですが、概要にもございまして、平安時代中期に完成し室町時代中期以降に大きなエポックを迎えます。それは鉄砲が出現したと集団戦がおこなわれるようになったことで、それまでの日本刀は腰の帯に垂らして使っていましたが、室町中期以降は腰の帯に挟んで差すように

使用するようになったことが大きな特徴でございます。

それ以前の腰に吊していた形式を太刀、以後を刀と言っております。作り方は基本的に同じ作り方ですが、格好が違っております。現在、日本刀は約240万本ほど残されていることが県の登録などを総計するとわかっておりますし、また、刀鍛冶の数も約2万人ほどいたのではないかとわれております。

伝承技術といたしまして、明治9年の帯刀禁止令の後、日本刀の作者は急減しまして、一時、技術の伝承が危ぶまれました。靖国神社境内に鍛錬所ができましたし、栗原彦三郎（昭秀）が日本刀鍛錬伝習所を開設いたしまして、そこで刀鍛冶を養成することになりました。第1期生に吉原国家がいますし、その後入った人に宮入堅一さん、行平と名前を変えましたが、後に人間国宝になった人です。現在、国においても日本刀の製作技術の保護ということで、いわゆる重要無形文化財を認定することをおこなっておりますが、現在のところ、6人が宮入堅一さんをはじめ認定されております。現在は、天田誠一さんが新潟県新発田市に一人おります。そのほか準ずる方々も多く、日本各地に存在して作刀活動を続けておられまして、現在その方達によって伝統技術は保持されております。或いは財団法人日本美術刀剣保存協会が新作刀展、また、刀文協（公益法人日本刀文化振興協会）という団体も、御守刀展おももりがたなというような品評会、展覧会を開催し技を競うことなどがおこなわれ、それぞれ賞を与えていることが実情でございます。

日本刀製作技術は、28ページをご覧いただきたく存じますが、日本刀は和鋼という炭素類の少ない鉄、或いは炭素類が多い和銑（ずく）といわれる銑鉄に近いものを原料としまして、それを均一にするために、何度も何度も鍛錬し、火にくべては叩きます。写真にありますように火花が飛んでいる場面を御覧いただけたらと思いますが、叩くことによって鉄の中に含まれている硫黄やリン等、刀身に悪い影響、錆びやすい、切れ味を悪くするなど悪い影響を与える不純物を取り除く時に火花が出ます。最終的段階では火花はだんだん出なくなります。日本刀の構造上の大きな特徴は、折れず、曲がらず、よく切れるということで、柔らかい鉄を真ん中に入れまして、それを固い鉄でサンドイッチにするという方法がとられております。それらを焼き入れすることによって、刃先が強靱になって、ものがよく切れます。

刃文は、焼き入れをする時は日本刀の場合、焼の入る部分に土を塗るわけですが、焼が入る部分を薄く塗って、地の部分、峰打ちの峰のあたりは

厚く塗って、焼が入らない工夫を凝らしております。刃文を薄く塗った部分を単に薄くするのではなく、文様のようなものを入れる訳ですが、それを真っ直ぐにした時に直刃すくはができます。或いは湾のたれという海の波のような形をすると、湾刃のたればができますし、花のような文様も、これは丁字といわれる華やかな刃文ですが、そうしたものも焼くことができます。その刃文によって日本刀は制作された時期、或いは流派、場合によっては作った個人まで鑑定することができるくらい個性が表れるのでございます。現在、約150人ほど作刀活動が続いている人がございます。今回、保持者として認定しようとする宮入法廣氏ですが、父は宮入清宗氏、伯父に人間国宝の宮入行平氏、先ほどお話ししました宮入堅一さんですが、愛媛の高橋貞次の次に人間国宝になっていらっしゃる方です。刀匠一家として坂城町に生まれました。

伯父の宮入堅一さんは、幕末に小諸で活躍しておりました源清磨きよまるにあこがれまして、清磨風の作風を目標として制作していたわけですが、法廣刀匠は、伯父の行平刀匠を理想するというより、もっと古い岡山県の備前長船もの、或いは福岡一文字派という鎌倉後期から中期に活躍した作家達おさぶねのものを目指すことになって、あえて、伯父行平氏、父の清宗氏に弟子入りをしないで、その当時、備前伝の第一人者でありました石川県松任市まつとうし（現白山市）にお住まいになりました人間国宝の隅谷正峯氏すみたにまさみねに弟子入りをされました。修行中にも審査に積極的出品されているわけですが、出品先は財団法人日本美術刀剣保存協会の新作刀展でございました。

## （2）指定理由及び根拠

宮入法廣氏は、30ページを御覧いただきますと、昭和31年に誕生され、58年に作刀を始められ、その翌年に寒山賞（刀剣保存協会の創立者）、刀匠会理事長賞、文化庁長官賞、高松宮賞など、その当時の特賞といわれる賞を連続して受賞しております。平成7年には、最年少で、もうこれ以上賞を続けていくと偏ってしまうということで、「無鑑査」に認定を受けております。無鑑査になりますと出品しても賞は取れないことですが、無鑑査クラスでもその中でも特に優秀な作品に、財団法人日本美術刀剣保存協会の新作刀展では「正宗賞」を設置して、特に優れた作者に「正宗賞」を授与しようという制度が保存協会にはありまして、それを平成21年に14年ぶりの受賞者として授与されました。この短刀かけみつが受賞作でございます。この刀は備前長船の3代目で、名刀を多く残した景光の作品を理想として復元したものでございます。

もう一つ、宮入法廣刀匠の得意としたところは、奈良時代における正倉院にありますとうす刀子という小刀の復元について研究し、作品を制作しているところも大きな業績にあげられると思います。4年程前から正倉院は刀子の復元模造事業をおこなっております。宮入法廣氏はそれを受託いたしまして、昨年度までにすべて作品を完了して納めることができっております。今回、納めたものと一緒に作ったものをここに展示しました。三合刀子と申しまして、3本の刀子をまとめて鞘に入れてくっつけた刀子ですが、非常に細かいやりがんな槍鉋、たぶん木簡などを削ったものと思いますが、それとペーパーナイフ、小さな鋸、奈良時代の正倉院の作品を非常に精密に鉄の素材から鍛え方に至るまで研究して制作することに精力を注いでおります。以上でございます。

後藤会長

只今の説明につきまして、質疑等がございましたら順次発言を御願いたします。

折角ですから、皆さん近くに行って御覧になってください。

= 原田委員より、宮入法廣氏の刀剣作品の説明（内容略）＜議事中断＞ =

後藤会長

それでは、改めまして御意見御質問等がありますでしょうか。事務局に伺いますが、県で無形文化財の保持者等の認定をした時に、記録を取られたり後継者育成に助成をするということがありますが、指定した後はどのようなことがございますか。

山内文化財係長

考えておりませんでした。今後考えて参りたいと思います。

後藤会長

記録作成等ができると思います。作業風景を一般の人に見せていただくことはできませんので、委員の御協力のもとで記録作成を行い、それを使って、作っている風景を県民に見ていただければありがたいです。

山内文化財係長

今後検討したいと思います。

井原委員

折角、坂城に鉄の展示館があり、場所は違いますが、県宝で指定されている人間国宝の技術を、いろんな反応があるようですので、御代田での展示や歴史館での鋼と合わせての展示等、県と協力しながら指定した意味が県民の中に広がってこの指定を通じて地域の学習に生きるというのが、一番の指定した理由ですので、少しでも広がるように願っております。

後藤会長

もう一点付け加えると、本日、我々は原田委員の説明が分かりやすく、よく理解できました。一般の方は原田先生の話聞くチャンスがなかなかないので、聞く機会をつくることも重要だと思います。是非、色んな策を検討していただければよいと思います。

後藤会長

ほかに何か御意見御質問等がありますでしょうか。

後藤会長

それでは、本件を長野県無形文化財に指定及び保持者に認定することが適当である旨、答申したいと思います。これに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

後藤会長

それでは、長野県無形文化財に指定及び保持者に認定することが適当である旨、答申することに決定します。

以上で、本日答申を行う案件の審議を終了いたします。

後藤会長

事務局から各委員に答申書(写)を配布してください。

(事務局で答申案を配布)

後藤会長

ただ今配布されました答申書について、何か御意見訂正等があれば御指摘いただきたいと思います。

誤りがないと思いますので、それでは答申書を交付いたします。

## 6 諮問文化財の審議

後藤会長

次に、新たな案件の諮問を受けたいと思います。  
それでは、事務局から諮問書の説明を御願います。

花岡課長

それでは、諮問書についてご説明いたします。

只今、委員の皆様にお配りした諮問書に記載の件につきましては、1月13日に開催されました長野県教育委員会定例会におきまして、長野県文化財保護審議会に諮問することが決定されました。

内容は、長野県宝等の指定文化財予定4件でございます。  
お手許に配布済の審議会の資料に概要を記載しておりますので、35ページ以降をお開きください。

まず、長野県宝として諮問いたしますのは、建造物3件でございます。  
1件目は、「若一王寺神社観音堂1棟」ほか記載のとおりでございます。所在地及び所有者はご覧のとおりでございます。2件目は、「光久寺薬師堂1棟」ほか記載のとおりでございます。所在地及び所有者はご覧のとおりでございます。3件目は、「長光寺薬師堂1棟及び宮殿1基」でございます。所在地及び所有者はご覧のとおりでございます。

諮問理由につきまして要点を申し上げますと、3件のお堂は、歴史的価値及び流派並びに地域的特色を顕著に示しているものであります。さらにこの3件は同じ時期に同じ大工集団の手によって建立されたものであります。それぞれの寺を支える背景の違いによりまして、それぞれに特色をもったお堂として建立されたものでございます。当時を知る上で、貴重な文化財として同時に県宝に諮問するものでございます。

それぞれ写真と位置図を掲載しておりますが別冊のカラー写真も御覧ください。

次に、47ページをご覧ください。

長野県天然記念物に指定する文化財の「雁田のヒイラギ<sup>かりだ</sup>」でございます。所在地及び所有者はご覧のとおりでございます。諮問理由は記載のとおりでございますが、文化財的に価値が高く、ヒイラギの分布域を北に大きく外れた位置にある点で、貴重な個体であり、植物学の資料としても学術的に価値が高いものと思われれます。48ページには写真を掲載しております。別冊のカラー写真も合わせて御覧いただきたいと思えます。

以上、4件について、ただいま、諮問を行ったところです。今後の御審

議よろしく御願いたします。

後藤会長

只今、諮問されました4件につきましては、今後委員による調査を実施いたしまして、次回以降の審議会において、審議していただく案件でございます。

提案理由につきましては、質疑等がございましたら順次ご発言を御願いたします。

一件訂正を御願いたします。44ページと46ページの大瓶束のルビが「だいへいそく」になっておりますので、「だいへいづか」にご訂正を御願いたします。

後藤会長

ほかにございますでしょうか。

松崎委員

諮問と答申の全体の流れだけ確認したいのですが、既に公開されている内容ですか。他の県では答申が出るまでは公開しないようになっているのですが、長野県は公開されているのを前提に審議するのが普通でしょうか。

花岡課長

諮問の方法につきましては、各県によって違うと思いますが、長野県では、従来から諮問案件につきましても事前に県教育委員会定例会にて、諮問してよいか審議しております。その際に、定例会が原則公開で行われておりますので、この資料につきましても既に公開されているものでございます。今日、諮問資料としてお示ししました資料につきましては公開されているものでございます。

後藤会長

実は、今日答申になりました六角宝幢は、諮問され、答申までは慎重審議され時間が経っております。国は、諮問は公開しないで諮問までかなり慎重に行い、諮問した物件は答申になるような手続きを原則としております。長野県の場合は諮問と答申が常に一致している訳ではなく、諮問の後、時間がかかって答申になる物件もあるという形でして他県や国とも違います。

後藤会長



他に御意見御質問等はありませんか。

それでは、諮問された4件につきましては、担当委員の調査が済み次第、次回以降の審議会で審議を行うことにいたします。  
次に、「その他」といたしまして、何かございますか。  
事務局から何かありますでしょうか。

山内文化財係長

特にございません。

後藤会長

以上で、本日の議事はすべて終了いたしました。時間内に終了できまして委員の皆様への御協力に対しまして、感謝申し上げます。  
(議長退任)

山内文化財係長

長時間にわたる御審議を大変ありがとうございました。ここで、花岡文化財・生涯学習課長から御礼のご挨拶を申し上げます。

## 7 閉 会

花岡課長

本日の御審議につきまして、一言御礼を申し上げます。  
委員の皆様におかれましては、長時間にわたり熱心な御審議をいただき、大変ありがとうございました。

本日答申をいただきました、「<sup>つけたり</sup>附 県宝旧長野地方裁判所松本支部庁舎」に付属する「門及び掲示板」ほか2件につきましては、教育委員会定例会におきまして指定決定されるよう、所定の手続きを進めさせていただきます。定例会は月に1回程度開催されますので、2月或いは3月の定例会にけることを考えております。

また、本日、審議会で諮問をいたしました案件につきましては、担当されます委員におかれましては、今後の調査等につきましてよろしく御願いたします。

本日の指定、答申に係わりまして、会長、委員の先生方からも指定した文化財、その保存、日本刀の場合ですと、記録保存、或いは活用、PR等について御意見をいただきました。本県としまして今まで沢山の文化財を指定してきたわけですが、なかなか活用、PRが今まで思ったようにでき

てこなかったことが反省点でございます。今後は、できるだけ国の方針もそういう方向ですので、その形を考えておりますので引き続きよろしく御指導を御願い申し上げます。

本日は長い間ありがとうございました。

今後とも長野県の文化財保護行政に格段のご指導を賜りますよう御願いいたしまして御礼の挨拶とさせていただきます。本日は、誠にありがとうございました。

山内文化財係長

以上を持ちまして、平成 22 年度第 2 回長野県文化財保護審議会を閉会いたします。

平成 23 年 1 月 26 日

議事録署名委員

倉石 あつ子

議事録署名委員

中村 雅彦